

# 県の制度融資

をご利用ください！！

～お申し込み・ご相談は～

- ◇ 県内の金融機関（順不同）  
静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、三島信用金庫、沼津信用金庫、富士信用金庫、富士宮信用金庫、静岡信用金庫、静岡信用金庫、焼津信用金庫、島田信用金庫、掛川信用金庫、磐田信用金庫、浜松信用金庫、遠州信用金庫、豊橋信用金庫、蒲郡信用金庫、静岡県医師信用組合、横浜幸銀信用組合、商工組合中央金庫、静岡県信用農業協同組合連合会、各地農業協同組合\*、静岡県信用漁業協同組合連合会 \*取扱いのない組合もあります。

- ◇ 県内の商工会議所・商工会
- ◇ 静岡県中小企業団体中央会 054-254-1511
- ◇ (公財) 静岡県産業振興財団（企業支援チーム） 054-273-4434
- ◇ (公財) 浜松地域イノベーション推進機構 053-489-8111



～計画の認定等の窓口は～

- ◇ 企業立地計画・事業高度化計画の承認 【企業立地促進法】  
県企業立地推進課 054-221-3262
- ◇ 経営革新計画・経営力向上計画の承認 【中小企業等経営強化法】  
(公財) 静岡県産業振興財団 054-273-4432 県経営支援課 054-221-2526
- ◇ 地域産業資源活用事業計画の認定 【中小企業地域資源活用促進法】  
県地域産業課 054-221-2520

～その他金融のご相談～

- ◇ 県の制度融資のほか、下記の政府系金融機関でも中小企業者への融資制度があります。  
問合せ先…株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫
- ◇ また、各市町でも独自の融資制度がある場合があります。  
問合せ先…各市町の商工担当課、各地の商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会、(公財) 静岡県産業振興財団など



詳しくは、ホームページをご覧ください。融資申込書なども掲載しています。

検索サイトで [静岡県制度融資](#) をクリック！！

## 静岡県 経済産業部 商工金融課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁東館7階  
TEL (054)221-2513、2519、2525  
FAX (054)221-2349  
E-mail:shokokin-yu@pref.shizuoka.lg.jp

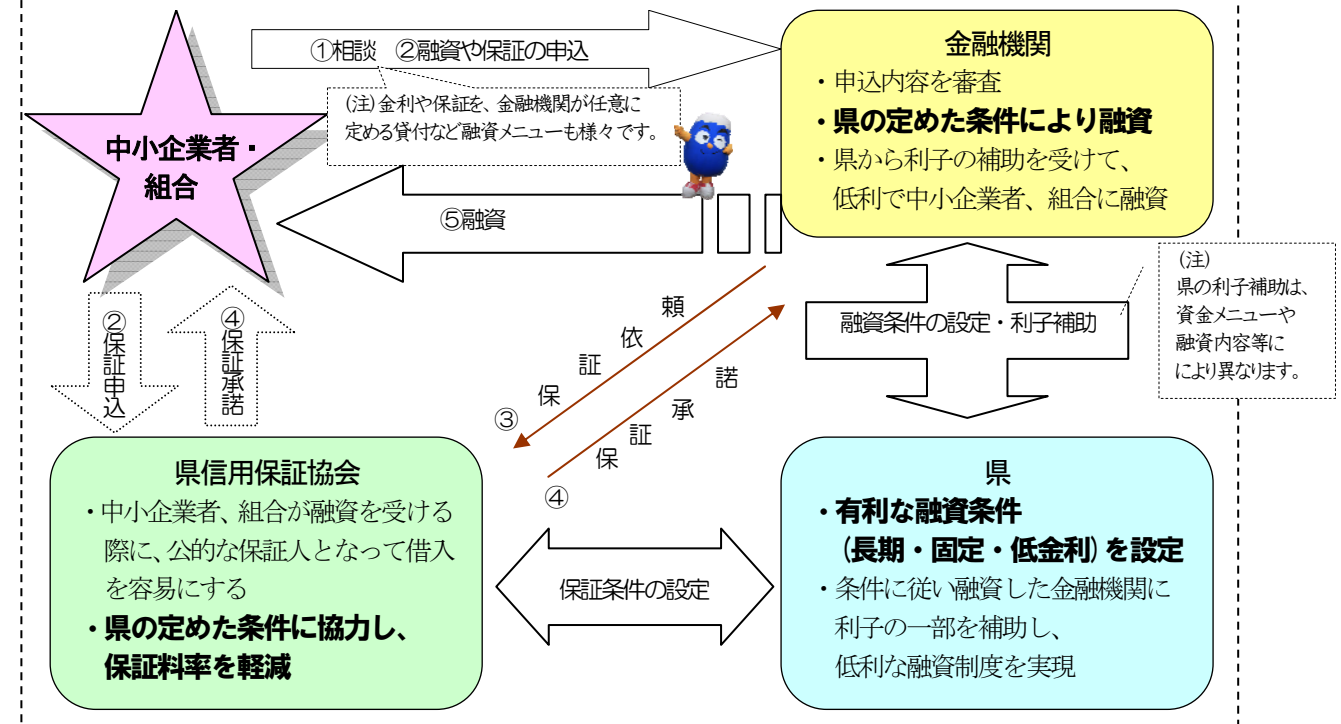


●このパンフレットの記載事項は、平成29年4月1日現在のものです。状況により変更する場合がありますので申込時にご確認ください。

～制度融資とは～

中小企業者・組合の皆さんが、金融機関から融資を受けやすいよう、県が制度を定め、県と金融機関・信用保証協会がその条件に協力して貸し付けを行うものです。県が金融機関に利子補給することで、**融資対象の中小企業者や組合は、低利で融資を受けることができます。**また、信用保証協会の協力を得て、保証料も割安になります。

＜県制度融資の仕組み＞（一般的な流れ）



～どんな事業者が使えるの？～

次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 同一事業を1年以上営んでいる中小企業者（個人事業者・会社）又は組合であり、県内に事業所、工場、店舗などがあること又は、創業しようとする方  
※ 医業を主たる事業とする法人、保険媒介代理業、保険サービス業の方は利用できません。
- 中小企業信用保険法の保険対象となる業種を営んでいること  
(農林漁業、金融保険業などを営む方は対象となりません。)
- 許認可等が必要な業種は、その許認可等を受けている、又は受けることが確実であること

◇中小企業者とは（一例）

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※ご利用になる資金に応じて、上記以外の要件が必要な場合があります。  
※取扱金融機関、信用保証協会等による審査の結果、利用できない場合があります。



※ 資本金、従業員数のどちらかが該当すれば対象となります。

## 静岡県 経済産業部 商工金融課

ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/>

# いろいろな貸付をご用意しています。ぜひご利用ください!!

## ◇ 一般的な事業資金はこちら!!

中小企業者の方で、設備資金や運転資金などの事業活動資金が必要なとき【経営改善資金】		
利率：年1.9% 限度額：5,000万円	期間：10年以内(据置1年以内)	従業員100人(卸売業・小売業・サービス業は50人)以下の個人事業者、会社、医療法人が対象です。
小規模企業者の方へ【小口零細企業貸付】		
利率：年1.8% 限度額：保証付き既借入金残高と合計で1,250万円	期間：10年以内(据置1年以内)	従業員20人(卸売業・小売業・サービス業は5人)以下の個人事業者、会社、医療法人が対象です。
短期の運転資金が必要なとき【短期経営改善資金】		
利率：年1.8% 限度額：運転資金 1企業700万円、1組合1,500万円	期間：5か月以内	組合員への転貸融資の限度額は、1組合1億円かつ1組合員700万円です。

## ◇ 売上や粗利益の減少など対策が必要な方はこちら!!

最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少したり、原油・原材料高で粗利益が減少しているとき【経済変動対策貸付】		
利率：年1.5% (経営安定関連保証2、5号、東日本大震災復興緊急保証) 年1.6% (普通保証、経営安定関連保証7号) 期間：10年以内(据置 設備3年、運転2年以内) 限度額：5,000万円		経営安定関連保証、東日本大震災復興 緊急保証の利用にあたっては、市町長の認定が必要です。詳しくは、各市町の商工担当課にお問い合わせください。
この他に、【中小企業災害対策資金】【連鎖倒産防止貸付】【再生企業支援貸付】【経営力強化資金】があります。		

## ◇ 現在、借入中の県制度融資を借換えしたい方はこちら!!

(返済期間の延長・毎月の返済額を軽減することができます!)

県制度融資の残高を一本化したいとき【経営改善資金借換枠】		
利率：年1.9% (普通保証、経営安定関連保証7、8号) 年1.8% (経営安定関連保証1~5号、東日本大震災復興緊急保証) 期間：10年以内(据置1年以内) 限度額：県制度融資の既借入残高		異なる資金・貸付を一本化できます。
新規資金と既借入残高をあわせて借換えしたいとき 【経営改善資金】【小口零細企業貸付】【経済変動対策貸付】【開業パワーアップ支援資金】		

## ◇ これから開業する方や創業してから5年未満の方はこちら!!

事業を始める方、事業開始後5年未満の方へ【開業パワーアップ支援資金】		
利率：年1.5%以内(創業関連保証、創業等関連保証、支援創業関連保証等) 年1.6%以内(普通保証) 期間：10年以内(据置1年以内) 限度額：2,500万円 *事業に着手する前に自己資金が無い場合は1,000万円まで申込できます (1,000万円超を希望する場合は、1,000万円に自己資金を加算した額以内) (例)自己資金が200万円ある場合は、1,200万円まで申込できます		過去に事業を営んだ経験がある方は、信用保証協会へお問い合わせください。  ※市町が認定した事業者の場合、限度額が3,000万円になります。

## ◇ 事業の承継や新分野への進出などに取り組む方はこちら!!

事業承継に関する株式取得、資産買取、設備購入を行うとき【事業承継資金】		
利率：年1.6%以内 限度額：1億円	期間：10年以内(据置1年以内)	・事業承継に係る株式・事業資産等の取得経費など、承継する側、受ける側のどちらでも利用できます。
働きやすい職場づくり、障害者雇用に取り組むとき【少子化対策・障害者雇用支援貸付】		
利率：年1.6%以内 限度額：7,000万円(『このとりカンパニー』認証事業者等が対象)	期間：10年以内(据置1年以内)	・働きやすい職場づくりや障害者が働く事業所の整備などに利用できます。
別分野の事業に進出するとき【新分野貸付】		
利率：年1.6%以内 限度額：7,000万円	期間：10年以内(据置1年以内)	・新分野に進出しようとする場合の設備・運転資金が対象です。
経営革新計画や経営力向上計画に沿って事業活動に取り組むとき【経営革新等貸付】		
利率：年1.6%以内 限度額：8,000万円	期間：10年以内(据置1年以内)	・経営革新計画等の計画に沿った事業を行う場合の設備・運転資金が対象です。
新エネ・省エネ設備等を導入するとき【新エネ・省エネ設備等導入促進資金】		
利率：年1.6%以内(新エネ設備特別型は1.4%以内) 期間：10年以内(据置1年以内) 限度額：1億円(天然ガスコージェネレーション導入時のみ3億円)		太陽光パネル、高効率照明、自家発電機等を導入する場合に利用できます。
成長産業分野への参入又は拡充するとき【成長産業分野支援貸付】 ※平成29年度まで		
利率：金融機関が定める利率(固定金利と変動金利のいずれも可) 期間：10年以内(据置1年以内) 限度額：10億円 *ただし、開業パワーアップ支援資金要件の場合は2,500万円		成長産業分野とは、医療・福祉機器等、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術関連、新エネルギー、次世代自動車、スポーツ産業、CNF(セルロースナノファイバー)関連です。
静岡新産業クラスターに参画している(しようとする)とき【クラスター産業分野支援貸付】 ※平成29年度まで		
利率：金融機関が定める利率(固定金利と変動金利のいずれも可) 期間：10年以内(据置1年以内) 限度額：10億円		ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレーに参画している(しようとする)事業者が対象です。

## ◇ 地震・津波対策などを行う方はこちら!!

地震等に備え、建物の耐震化、BCPの策定等を行うとき【防災・減災強化資金(防災・減災強化貸付/特定建築物耐震化特別貸付)】		
利率：年1.6%以内(耐震補強・建替え、地盤改良等、浸水防止は1.035%以内) 期間：10年以内(据置1年以内) 限度額：1億円 ※ただし、昭和56年以前の特定建築物については限度額10億円まで利用可		ホテル・旅館の耐震補強について、県と災害時協定を締結している等の条件に該当する場合、利率、保証料がさらに優遇されます。
地震等に備え建物の移転、分散を行うとき【地震リスク分散資金】 ※平成30年度まで		
利率：年1.4%以内 期間：15年以内(据置5年以内) 限度額：10億円		昭和56年5月31日以前の建物、津波浸水地域、液状化地域の建物などが対象です。

## ◇ 事業所の建設、移転などを行う方はこちら!!

内陸フロンティア推進区域において事業を行うとき【内陸フロンティア推進資金】※平成29年度まで(工業団地の場合は平成31年度まで)		
利率：年1.4%以内 期間：15年以内(据置5年以内) 限度額：10億円		内陸フロンティア推進区域内で、市町から認められた事業を行う場合が対象です。

<注>◇ 表中の利率は融資対象者への利子補給後の融資利率で、別途、保証料が必要になる場合があります。  
◇ 利率が、「年……%以内」と記載されているものは、金融機関が金利を任意に設定する所定金利方式です。

